

# 「英語村（仮称）」事業 実施方針

平成 2 8 年 3 月  
東京都教育委員会

# 目 次

## I 全体概要

- 1 目的
- 2 整備・運営手法
- 3 コンセプト

## II 事業者を求める本施設の運営・施設整備等

- 1 基本的事項
- 2 プログラム
- 3 施設運営
- 4 施設整備

## III 本事業に係る東京都の役割

## IV 今後の予定

- 1 事業予定者の募集及び選定等
- 2 事業の進め方等
- 3 事業スケジュール

## I 全体概要

### 1 目的

- (1) グローバル人材育成に向け、児童・生徒が英語を使用する楽しさや必要性を体感でき、英語学習の意欲向上のきっかけ作りとなる環境を整備すること。
- (2) 英語を使用して、我が国の伝統・文化や異文化を体験・理解したり、英語を用いた生活や社会活動を疑似的に体験したりできる、体験的・実践的な教育プログラムを、東京都内の可能な限り多くの児童・生徒に対し、安価な料金で提供すること。

### 2 整備・運営手法

施設整備やプログラム提供等に当たり、民間事業者のアイデア、ノウハウ等が十分に生かされるよう、東京都が求める一定の条件の下で、民間事業者が主体的に整備・運営を行う（以下「英語村（仮称）」を「本施設」、整備・運営を行う民間事業者を「事業者」という。）。

東京都は、企画提案方式により、事業者を公募・選定し、決定する。決定した事業者に対しては、学校教育との連携や安価な料金設定を実現するために必要な支援を行う。

### 3 コンセプト

本施設での体験を通して、学校における英語学習への意欲やその効果が一層高まり、学校教育と本施設での体験があいまってグローバル人材としての成長に資するよう、本施設のコンセプトは次のとおりとする。

#### (1) 英語を「使うことに慣れる」場

英語を用いた生活や社会活動等を疑似的に体験することを通じて、英語を積極的に使ってコミュニケーションを図ることに慣れる場

#### (2) 英語を「試す」場

英語を使ってできることを自ら把握することや国際社会で活躍する意欲やチャレンジ精神を養うことができるよう、英語を用いた様々な体験に挑戦し、英語力を試す場

#### (3) 「交流」の場

我が国の伝統・文化や異文化への理解が深まるよう、多様な国の人々との交流を通して、単に知識にとどまらない体験的学習を行う場

#### (4) 「きっかけ作り」の場

本施設での体験をきっかけとして「英語が楽しい」「英語をもっと話したい」「英語をもっと勉強したい」と思うようになり、日常の英語学習への意欲が向上する「きっかけ作り」の場

## Ⅱ 事業者を求める本施設の運営・施設整備等

### 1 基本的事項

#### (1) 名称

事業者と東京都とで協議を行った上、東京都が決定

#### (2) 開業日

平成30年9月末までに開業

#### (3) 運営期間

- ① 開業日から起算して10年以上15年以下
- ② 運営期間終了後の事業継続の有無及び事業継続とした場合の事業者の選定方法等については、期間終了前に東京都が決定

#### (4) 事業施設

事業者は、次の建物を使用し、本施設を整備・運営

- ① 名称：タイム24ビル（所在地：東京都江東区青海二丁目45番）
- ② 所有・管理者：株式会社東京ビッグサイト
- ③ 使用階・面積：1階（1124.19㎡）、2階（2083.84㎡）、3階（2588.10㎡）

#### (5) 対象者

- ① 小学校段階から高等学校段階までの児童・生徒を主な対象
- ② 上記①のうち、東京都内在住又は在学の小学校第5学年から高等学校までの児童・生徒を優先とし、小学校第4学年以下の児童についても可能な限り参加可
- ③ 事業者の提案により上記以外の者の参加も可

### 2 プログラム

#### (1) 企画

事業者は、本施設での体験を通して、参加した児童・生徒が英語学習への意欲向上のきっかけをつかみ、学校における英語学習の効果がより一層高まるよう、学校教育を踏まえたプログラムを企画、実施

#### (2) 提供形態

- ① 基本コース  
児童・生徒が、複数の常設プログラムを自ら選択して学習できる通所型のコース
- ② 宿泊コース  
宿泊を伴い、複数日にわたって参加するコース

#### (3) プログラム環境

- ① 事業者は、各プログラムにおいて、児童・生徒が少人数で学習できるよう、スタッフを確保・育成

- ② 各プログラムにおける、プログラムスタッフ1人に対する参加者は10人程度までを基本とし、より少人数であることが望ましい。
- (4) 国際交流
  - 事業者は、大使館や留学生宿舎等との連携を図り、本施設の参加者に多様な国々の外国人との交流機会を提供するためのイベント等を企画、実施
- (5) 学校教育にフィードバックするための仕組み
  - 事業者は、本施設での体験・実践を学校教育へとフィードバックするための仕組みを導入

### 3 施設運営

- (1) 営業日
  - ① 通年
  - ② 施設・設備のメンテナンス等を行うため、定期的な休館日、年末年始等の休館日を設けることも可
- (2) 規模
  - 600人から800人程度の児童・生徒がプログラムへの参加やその他活動のため一斉に入場し滞在できる施設規模を確保
- (3) スタッフ
  - ① プログラムスタッフ（本施設のプログラムにおいて、参加者に接し、英語を使用しながらプログラムを実施する者）として、英語を母国語とする者又はその者と同程度の語学力を有する者で、プログラム提供に必要な指導力及びコミュニケーション能力を備えている者を配置
  - ② プログラム監修者（学校教育やグローバル人材の育成について幅広い知見があり、専門的な見地からプログラムを監修する者）を配置
- (4) 参加者募集・受付方法
  - ① 東京都に所在する学校の行事としての参加を最優先
  - ② ①に次いで東京都内在住又は在学の児童・生徒を優先
- (5) 利用料金
  - ① 事業者は、プログラム内容や、参加者の年齢・発達段階、参加形態・時間帯等を踏まえ、適切な料金体系及び価額を設定
  - ② 学校行事による参加のための団体料金を設定
  - ③ 東京都内在住又は在学の児童・生徒に対しては、安価な価額を設定

#### 4 施設整備

##### (1) 全般

事業者は、事業施設の所有・管理者（株式会社東京ビッグサイト）と事業施設の利用に関する賃貸借契約を締結し、事業施設を改修の上、本施設を整備・運営

##### (2) 設計

事業者は、参加者が安全かつ効率的に各プログラムに参加できるよう、各プログラムを提供するスペース、学校行事等による参加者にガイダンスを行うスペース、引率の教職員又は保護者等が待機するスペースなどを確保した配置を計画

### Ⅲ 本事業に係る東京都の役割

東京都は、事業者に対して、毎年度の東京都議会の議決及び別途定める要綱の規定に基づき、東京都一般会計歳入歳出予算の範囲内において、次の補助金を交付（詳細は募集要項等に規定）

- ① 施設改修経費（開業までに発生した経費）：2分の1を補助（4億5千万円を上限）
- ② 事業施設賃料（共益費を含む。敷金等を除く。）：10分の10を補助

### Ⅳ 今後の予定

#### 1 事業予定者の募集及び選定等

##### (1) 事業応募者の要件

本施設の整備と事業期間中の安定した運営が可能な企画力、技術力、運営力及び経営能力等を有する者（詳細は募集要項等に規定）

##### (2) 提案審査

###### ① 審査委員会の設置

事業応募者から提出された提案書の審査は、「英語村（仮称）」事業審査委員会が行い、プログラム、施設運営、施設整備等の項目を審査の上、最優秀提案者及び次点を選定（詳細は募集要項等に規定）

###### ② 事業予定者等の決定

審査委員会の選定結果を踏まえ、東京都が事業予定者及び次点を決定

## 2 事業の進め方等

企画提案方式により選定した事業予定者と具体的内容等に関して協議を行い、協議結果に基づき基本協定を締結する。基本協定を締結した事業者は、東京都及び関係者と協議の上、事業計画を策定し、東京都に提出するとともに、事業施設の所有・管理者と事業施設の賃貸借契約を締結する（詳細は募集要項等に規定）。

## 3 事業スケジュール

内 容	日 程
募集要項等の公表	平成 28 年 3 月下旬
提案書の受付	平成 28 年 8 月上旬
審査委員会の開催	平成 28 年 8 月下旬から 9 月中旬まで
事業予定者の決定及び公表	平成 28 年 9 月下旬
基本協定の締結	平成 28 年 10 月頃
プログラムの企画、施設的设计等	平成 28 年 10 月頃から平成 29 年 3 月頃まで
施設改修	平成 29 年 4 月頃から平成 30 年 9 月頃まで
開業	平成 30 年 9 月末まで